

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和6年2月27日

香川県長尾土木事務所長 尾幡 季之

1 入札に付する事項

(1) 業務名

香川県長尾土木事務所管内管理ダム水門設備等点検業務

(2) 業務の内容

水門設備等点検業務 1式

（香川県長尾土木事務所管内管理ダム水門設備等点検業務仕様書 による）

(3) 業務の実施場所

長尾土木事務所管内管理ダム（千足ダム、五名ダム、大内ダム、大川ダム、門入ダム、前山ダム）

(4) 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

否とする。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年2月28日から令和6年3月5日正午までの間に、下記に示した場所に対し文書で行うこと。質問文書には、事業者名・住所・担当所属部署及び氏名・連絡先（電話・FAX番号）を明記すること。

回答は、令和6年3月7日から令和6年3月8日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、下記に示した場所で閲覧に供するとともに、令和6年3月8日午後5時までに、質問者及び本公告に係る電子入札システムで入札参加資格確認申請を行った者全員にFAX又はメールで送付する。

（質問書提出場所及び回答閲覧場所等）

郵便番号 769-2301

香川県さぬき市長尾東 1538-1

香川県長尾土木事務所 総務課 経理担当
電話番号 0879-52-2585
F A X 0879-52-4855
メールアドレス nagaodoboku@pref.kagawa.lg.jp

5 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和6年3月19日 午後4時
- (2) 開札の日時
令和6年3月21日 午前10時
- (3) 開札の場所
香川県長尾土木事務所

- 6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年3月7日午後5時までに入札（契約）保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和6年3月12日までに通知する。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 下記の要件をすべて満たす業務の元請業者としての実績があること。
 - ア 下記のすべての設備について、国、公団（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき公団から事業を引き継いだ法人を含む。）若しくは地方公共団体が発注した保守点検業務又は香川県出資の公社が発注した保守点検業務（県が施工を監督したものに限る。）であること。
 - ① ダム洪水吐ゲート
 - ② ダム取水放流設備
 - ③ ダム洪水調節用バルブ
 - イ 平成21年4月1日以降に業務が完成し、引渡しが完了した業務であること。
- (4) 本業務の配置予定管理技術者（入札期間の最終日において、当該入札参加者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）は、本公告日現在で、下記のいずれかひとつの条件を満たし、かつ、ダム洪水吐ゲート、ダム取水放流設備、ダム洪水調節用バルブのいずれかの保守点検業務の実績があること。
 - ア 機械工学又は電気に関する学科を卒業後、
 - ・高等学校 10年以上
 - ・高等専門学校 5年以上

・大学 3年以上
の実務経験を有する者

イ 15年以上の実務経験を有する者

- (5) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (6) 24時間の連絡体制を有していること。
- (7) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(3)、(4)及び(6)の要件を満たすことを証明する書類(様式第1号及び第2号)を令和6年3月7日午後5時までに、4に示した場所に提出(郵送の場合は令和6年3月7日までに必着)し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年3月12日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、15(4)により入札の効力が生じた初日をもって契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、

この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 契約締結後に管理技術者を変更する場合は、8の(4)に掲げる要件を満たす者であること。

(4) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。